

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成14年 6月 3日（月）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 3時03分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	高階委員長、前田副委員長、齊藤（裕）・中島・佐藤（次）・吹田・佐藤（幸） 各委員		
説 明 員	環境部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議録の概要～

○委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に齊藤裕敬委員、中島委員をご指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許可します。

北しりべし廃棄物処理広域連合設置に係る経過について。

○（環境）明井主幹

北しりべし廃棄物処理広域連合設置に係る経過等について報告します。

資料第1号をご覧くださいと存じます。

北しりべし廃棄物処理広域連合設置経過であります。平成14年第1回定例会に広域連合の設置に係る規約議案を提案いたし、赤井川村3月8日、積丹町3月13日、古平町3月19日、小樽市3月22日、仁木町3月26日、余市町3月27日、それぞれの関係市町村議会で議決されております。

その後、関係市町村での議決書などを取りまとめ、4月2日、6市町村長連名で、北海道知事に対し、後志支庁経由で、北しりべし廃棄物処理広域連合の設置許可申請を行っております。

北海道知事からは、資料第1号裏面のとおり、4月12日付け市町村第95号指令により、広域連合設置許可が、4月16日、後志支庁経由で小樽市に送付されております。

設置許可を受けまして、4月18日、小樽市役所別館第2委員会室において、広域連合設置及び施設整備に係る準備組織であります北後志地域廃棄物広域処理推進協議会、北海道北後志廃棄物処理広域連合設置協議会を開催し、以下、推進・設置協議会の略称を使用させていただきます。推進・設置協議会の平成13年度事業報告、決算及び監査報告及び4月1日から4月30日までの間の平成14年度事業計画案、予算案が承認されております。また、広域連合が設置された段階で協議会の目的は達成されたので、その業務を終了し、残務整理後、解散することとあわせ、推進・設置協議会に係る財産等を広域連合へ寄附することを決定いたしております。

以上の議事の終了後、推進・設置協議会を閉会し、続いて、北後志6市町村長会議が開催されました。

6市町村長会議では、広域連合長の選挙等の事務に従事する者を発令するため、地方自治法施行令第1条の2の規定を準用し、6市町村長の協議により、小樽市長が暫定広域連合長となり、広域連合職員として小樽市環境部職員を併任発令し、広域連合長の選挙事務の準備を行っております。選挙の準備終了後、後志支庁の職員立会の下、広域連合長の選挙が行われ、山田勝麿小樽市長が北しりべし廃棄物処理広域連合長に当選いたしております。

なお、広域連合規約第12条第3項の規定により、広域連合長に当選いたしました小樽市長を除く5名の町村長が副広域連合長に就任いたしました。

その後、広域連合長・副広域連合長会議に移行し、推進・設置協議会からの財産等の寄附についての議題について諮られた結果、広域連合は、推進・設置協議会から財産等の寄附を受けることの決定をしております。

今後の専決処分等の予定として、広域連合議会までに必要な公告式条例、暫定予算等の専決処分等や、広域連合議会議員の選出依頼について確認されております。また、PFI事業導入の検討については、その可能性の検討などを焼却施設等の事業計画策定作業とあわせて進めることについて、確認しております。

以上が、4月18日に実施された会議や報告決定事項であります。

その後、4月30日に、推進・設置協議会が開催され、平成14年度の決算、監査報告を行い、推進・設置協議会を4月30日をもって解散し、その財産である北後志地域ごみ処理広域化基本計画、ごみ処理施設整備事業計画等策定のコンサルタント特定業務成果品、備品、消耗品等、残金 994万 1,427円及び協議会に係る一切の書類等を広域連合へ寄附をいたしております。

なお、当日、推進・設置協議会の開会前に、両協議会の幹事であります竹田赤井川村長、本間古平町長により監査が行われております。

推進・設置協議会終了後、引き続き開催された第2回広域連合長・副広域連合長会議において、4月18日以降に行った専決処分等について報告され、また、今後予定されている暫定予算、臨時職員給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例及び旅費条例の専決処分について確認されております。

次に、広域連合設置から現在までの事務執行状況についてであります。広域連合は第1回広域連合議会開会までの措置として、条例や本予算成立までの暫定予算を専決処分しております。

専決処分事項等といたしましては、4月19日、規約等の公表、議会招集告示に必要な公告式条例を専決処分しております。そのほか4月19日付けで、広域連合長の公印規則を制定しております。

4月30日、推進・設置協議会の残金を収入とし、本予算の成立までに必要な経費の暫定予算について専決処分しております。また、収入、支出事務を行うため、収入役職務代理者を発令し、財務会計規則並びに物品会計規則を制定しております。また、5月から事務補助の臨時職員を採用する関係上、臨時職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例についても専決処分いたしております。

平成14年度広域連合暫定予算の内訳を資料第2号に示しておりますが、その内訳といたしましては、4月30日をもって解散した推進・設置協議会の残金 994万 1,000円を歳入とし、また、本予算成立までの必要経費 179万 6,000円を歳出予算として暫定予算が調製されております。

主な歳出の内訳については、議会費として、第1回広域連合議会臨時会の開会に係る広域連合議会議員の報酬並びに費用弁償として21万円を見込んでおります。また、総務費に臨時職員の賃金、社会保険料等31万 4,000円、旅費25万 8,000円、需用費30万 4,000円、備品購入費57万 2,000円、その他通信運搬費など13万 8,000円の歳出合計 179万 6,000円となっております。

5月8日、広域連合として、各関係機関との協議などの出張に必要な旅費条例を専決処分しております。あわせて、旅費条例施行規則の制定をしております。

5月9日、消耗品や備品等の購入に必要な契約規則を制定しております。

なお、条例、規則の制定に当たっては、広域連合議会までの間に必要と想定される事項にのみ対応できる条項と聞いております。

以上であります。

○委員長

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合議会及び今後の業務予定について。

○（環境）田中主幹

広域連合議会及び今後の業務予定についてご報告いたします。

まず初めに、広域連合議会に係る予定について報告いたします。

広域連合議会第1回臨時会は、6月21日に予定されております。

広域連合議会の招集告示及び議案送付は6月18日に予定されておりますが、6市町村議会で広域連合議会議員が選出され次第、広域連合議員に対し、議案説明を行う予定と聞いております。

広域連合議会への提案事項といたしまして、広域連合長提案の条例案としては、資料第3号にあります北しりべし廃棄物処理広域連合の休日定める条例案など23本の条例の提案が予定されております。

なお、条例施行規則、規定等を合わせると90本程度になると聞いております。

次に、予算議案として、平成14年度北しりべし廃棄物処理広域連合一般会計予算が提案されますが、小樽市の負担金といたしましては 8,320万 7,000円となります。この負担金については、小樽市議会第2回定例会に補正予算を計上し、ご審議いただくことになっております。

広域連合の全体予算の主な内容につきましては、お手元に配布しております資料第4号の、予算額の概要及び各負担率による関係市町村負担金の算出調書であります平成14年度関係市町村負担金算出調書によりご説明いたします。

なお、裏面に歳出予算額の内訳書を添付しておりますので、あわせてご覧いただきたいと存じます。

まず、広域連合の関係市町村負担金は、規約では、広域連合管理費、処理施設の維持管理に係る施設管理及び運営費、また、施設建設事業費及び公債費の三つの負担区分により負担することとなっております。

管理費として分類されております議会費は、85万 3,000円が計上されておりますが、その内訳として、定例会2回、臨時会1回に係る議員報酬、費用弁償や会議録の外部委託経費の必要額が見込まれております。

なお、議会議員等の報酬額については、小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の報酬額を参考としております。また、費用弁償については、実費相当額支給と聞いております。

総務費については、1億 1,131万円が計上されております。その主な内訳として、総務管理費 4,689万 1,000円の内訳については、公平委員会委員等報酬並びに5名の職員の給料、職員手当等、共済費に係る人件費として 3,575万 1,000円、臨時職員賃金及び社会保険料等、旅費、需用費、備品購入費等の計が 1,073万 9,000円、選挙管理委員会費 8万 8,000円並びに監査委員費 31万 3,000円の合計が 4,689万 1,000円となります。また、施設整備事業計画の策定等、7項目にわたる整備事業計画等策定費として 6,441万 9,000円が計上されております。

なお、整備事業計画等策定業務のうち、生活環境影響調査業務が14年度、15年度の2か年事業となることから、債務負担行為により14年度 5,391万 9,000円、15年度 989万 4,000円として予算計上することとなります。

なお、事業計画等策定費の負担区分については、北後志地域廃棄物広域処理推進協議会で協議しておりましたが、広域連合としては、この事業計画等策定は施設整備等の全般に関連する調査や計画策定を予定していることから、各整備施設ごとに経費を案分負担することから広域連合の管理費負担区分で負担することが適当であるとの考えにより、総務費に計上されております。

次に、施設建設費及び公債費の負担区分に分類されております衛生費 952万 4,000円が計上されておりますが、この内訳として、桃内地域振興対策費 400万円、建設予定地の地質調査・現況測量委託費 552万 4,000円が計上されております。桃内の地域振興対策費については、ごみ焼却施設建設に伴う経費であることから、ごみ焼却施設建設費負担割により負担することが適当であるとの考えによるものです。また、地質調査・現況測量についても、事業計画等策定に伴う業務であります。その業務の性格から、施設建設事業費及び公債費の負担区分に分類し、その負担割は全施設整備の主たるごみ焼却施設に係る建設費負担割によることとしています。衛生費に計上しています地域振興対策費と、地質調査・現況測量費の関係市町村割については、規約で、施設ごとの計画処理量割によることとなっております。計画処理量割は、当該施設建設の際の実施計画で定める関係市町村ごとの計画処理量によるとあり、今年度策定する事業計画等策定の施設整備実施計画でのごみ焼却施設整備に係る計画処理量によることとなりますが、本年度当初予算編成に当たっては、平成12年度実績における関係市町村の可燃物量の割合をもって概算計上し、実施計画策定により計画処理量が確定した段階で、当該負担割により関係市町村負担金の精算を行うこととされております。

議会費、総務費、予備費 100万円の計 1億1,316万 3,000円と衛生費 952万 4,000円の合計であります歳出総額は、1億 2,268万 7,000円となります。

次に、歳入であります。

北海道からの補助金であります広域化推進事業費道補助金 500万円、推進・設置協議会の残金など 996万円となり、市町村負担金の1億 772万 7,000円を加えた合計額であります歳入総額は、1億 2,268万 7,000円となります。

それぞれの負担区分における市町村負担額を、それぞれの負担割に応じて関係市町村負担分を算出し、その合計額が関係市町村負担額となります。

平成14年度広域連合予算のほか、助役、収入役、識見者・議員選出監査委員、公平委員会委員及び吏員懲戒審査委員会委員に係る人事案件が提案され、選挙管理委員会委員、同補充員の選挙も予定されております。

報告事項として、専決処分をいたしました公告式条例、臨時職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、旅費条例、平成14年度北しりべし廃棄物処理広域連合一般会計暫定予算の専決処分報告があります。

そのほかに、議会の組織を成立させる議長、副議長の選挙とあわせ、議員提案によります会議規則や議会事務局条例などの議案が予定されています。

次に、広域連合業務の今後の予定について報告いたします。

広域連合議会第1回臨時会終了後、広域連合の各機関の組織整備といたしまして、広域連合長部局では、事務局職員として派遣による選任職員5名を配置し、また、収入役補助機関職員の発令を予定しております。また、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局職員の発令が予定されています。

広域連合は、設置された後、速やかに議会の議決を経て広域計画を作成することとなっておりますが、当該広域計画には、ごみ焼却施設、資源化リサイクル施設、破碎処理施設の設置、管理及び運営に関する事務並びに当該事務を円滑に進めるために、広域連合と関係町村が連絡・調整すべき事務について記載することとなっていることから、本年度策定を予定しているごみ処理施設整備事業計画等の内容と整合を図りながら、来年の広域連合第1回定例会までには提案する予定としております。

広域連合は、市町村の何の事務を共同処理することとしたかなど、基本的な事項についてパンフレットなどを作成し、PRすることとしております。

北後志地域廃棄物広域処理推進協議会のプロポーザル方式により選ばれた業者と、施設整備計画等策定コンサルタント業務委託契約を締結する予定としています。

北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設建設事業については、平成16年度着工、19年度供用開始予定としておりますが、この施設整備や管理運営にPFI事業を導入することの可能性について調査、検討を行っていると考えております。

以上であります。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

○中島委員

○北しりべし廃棄物広域連合の体制について

それでは、質問いたしますが、広域連合議会に先き立ち、こちらに提案ということですから、ちょっと複雑な関係になると思います。小樽市にしてみたら、広域連合議会は初めてですから、ごみ関係についてはどんなふうになるのかなというイメージがまだまだはっきりしないところがあります。

北しりべし廃棄物処理広域連合規約によれば、広域連合の理事者は、連合長が1人、小樽の市長ですね。それから、副連合長が5人、各町村の村長、町長がそれぞれ入って5人と。あと、助役、収入役と入ってくるわけですが、小樽市の環境部の参加の仕方というのは、どの範囲の方々がどういう形で参加するのかということをお聞きしたいのです。

○環境部長

まず、連合の事務局が立ち上がるという形になるかと思うのですが、連合の方からでは、事務局の構成で職員の配置をお願いしたいという話があります。それで、市としてということになるのだらうと思うのですが、市としては、まず、連合の方との話で、だいたい、事務局の方には全体で10名くらいが必要になるのだらうという話に

なっています。

そこで、さきほど報告にもありましたけれども、専任として派遣する事務職員を5名、それから併任として5名、こういう形になるかと思っています。派遣職員の5名の内訳としては、小樽市の環境部の方から4名、それから、北後志の衛生組合から1名ということです。あと、併任については5名ということで、今現在、そういう形になるだろうというふうには思っています。

○中島委員

具体的に、部長、それから品田課長、今まで対応していただいていた皆さん方は、そのまま併任になるのでしょうか。

○環境部長

派遣職員の中で、環境部の中で、専任といいますか、派遣する中では課長職以上を2人、そして、北後志の方から来ている方の幹部ということで考えています。併任については、環境部としての今の考えは、環境部長、それから次長、課長といいますか、そういうことで考えていますから、今までずっと携わってきたメンバーが何らかの形でそれに参加するということになるのだらうと思っています。

○中島委員

そうしたら、連合議会で、主に議員の質問に答弁をするのはだれがするのでしょうか。

○（環境）田中主幹

ただいまのご質問ですけれども、はっきり申しまして、広域連合の方でまだ調整中というようなことで聞いております。いろいろ聞きますと、西いぶりなり、渡島なり、各市町村での答弁方法が違う形がありますものですから、どのような形になるかは、これから調整されるというようなことです。

○環境部長

お話を聞きますと、確かに、今言ったように、連合の方ではどういうふうな形になるのかということは具体的に決まっていないというふうに聞いています。

ただ、小樽市の市議会のように、代表質問とか一般質問等々と同じ形になるのか、それとも委員会方式になるのか、そのどちらかになるのか。また、それを合成したといいますか、そういう形にするのかどうかということは、当然、連合の方だけで決められることではなくて、恐らく連合の議会との確認事項ということにもなるのだらうと思いますので、そこら辺について、今、調整中というふうには聞いています。

○中島委員

例えば、渡島、西いぶりの方はそれぞれもう既に立ち上げていますけれども、そちらはどんなシステムになっているのですか。

○（環境）田中主幹

まず、渡島の方ですけれども、一般質問等々について言えば、1回目は連合長が登壇して答弁をする。再質問、再々質問につきましては、助役なり、広域連合事務局長という形の中で対応しているというふうに聞いております。

それから、西いぶりの広域連合につきましては、室蘭市自体が、部長答弁が基本になっているそうなのです。それで、議員の方が登壇してご質問されますと、基本的には、広域連合ですから事務局長レベルから始まりまして、質問の内容によりまして、助役相当又は連合長相当という部分については、そういう形の中で答弁されているというふうにお聞きしております。

○中島委員

さきほどちょっとご説明がありましたね。地方自治法の広域連合のところを見ますと、広域計画の作成が義務づけられていますね。広域連合が出来上がったら、広域計画を速やかに道に提出するという形になっています。その中身ですが、さきほど説明されましたけれども、もう一度、だいたいどんな中身のものをつくって、今年度中とい

うふうにおっしゃっていましたが、この期限というのは特別決まっていらないのでしょうか。例えば、こちらの都合で1年後とか、そういうこともあるのでしょうか。

○（環境）明井主幹

広域計画の内容についてですが、焼却対象物、何を燃やすかという決定、それから、燃焼方式、事業方式、ごみ搬入計画、余熱利用計画、そういったものを定めて施設整備の進め方を示すものですので、6市町村の中で協議を進めて、14年度に作成します事業計画と並行して作業を進めていきたいと考えております。

それから、期限ですけれども、地方自治法では、特に、広域連合設置後、いつまでに計画を公表しなければならないということは定めてはおりませんが、今言ったとおり、事業計画の関連で、できるだけ早く、15年の第1回広域連合の定例会までには策定していきたいというふうに聞いております。

○中島委員

もう一つは、広域連合は、広域計画の推進のために必要な協議を行うための協議会を置ける、こういうことを書いてありました。この協議会というものの性格は、官主導の中身なのかなというふうに思いましたけれども、計画があるのか。

それから、ほかの渡島、西いぶりの方は、これについて実際にどういうふうにやっているのかということをお知らせください。

○（環境）副参事

今のご質問の中では、地方自治法第291条の8に協議会という項目がございまして、広域連合は、ご指摘のとおり、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するために必要な協議を行うための協議会を置くことができるとされています。それから、メンバーについては、広域連合の長だとか、都道府県知事、広域連合の区域内の公共的団体の代表者、また学識経験者といったようなメンバーが想定されております。

私どもとしては、ここに記載されているとおり、広域計画の円滑な推進というものですから、今現在のところ、広域計画はまだ定めていないので、広域計画を定めた以降、そういったものが必要であればというふうには考えてございます。今段階では、地域の公共的機関の代表者というのがありましたので、例えば、広域連合の広域連合長副広域連合長会議だとか、それから、構成市町村の関係部課長会議だとか、そういった会議の中で円滑な推進を図っていききたい、こういうふうに考えてございます。

それから、西いぶりや渡島の関係ですけれども、渡島については、この協議会の条例を作成しております。西いぶりについては、要綱という形で対応するというふうに聞いてございます。ただ、実際の運営がどういうふうに行われているかについては、まだ承知してございません。

○中島委員

わかりました。さきほど、広域計画の中には、何を燃やすか、事業方式や燃料方式、搬送計画などと言っていましたけれども、実際には、どんな機種のどんな炉を選定していくのかとか、具体的な話になってくれば、やはり1市5町村にかかわるわけで、一自治体だけでもなかなか透明性の確保とか検討というのは大変な中身です。まして、大型化する意味では、こういう協議会なり何なりに多数の学識経験者やいろいろな方々が参加して、平等にきちんと議論して決めたというようなことが必要になるのかもしれないと私は思うのですよね。そういう意味で、こちら側の広域連合の中だけで決めていくのではなくて、もう少し、決めていくときの中身については、こういう協議会が必要なことが出てくるのかなというふうに感じます。

実際に、こういう協議会を立ち上げてやっているところはあるのでしょうか。

○（環境）副参事

今、委員のご指摘の焼却炉方式の決定だとか、そういった部分に関しましては、この協議会ではなくて、例えば技術検討委員会だとか、学者さんだとか、そういった専門家の方々の中でご意見をいただいて焼却炉の方式を決定

するだとか、考えていくだとか、こういうふうなことは、各自治体といいますか、広域連合でもやってございます。

ただ、小樽市の議会においても、小樽市といいますか、こういう広域連合の今後の進め方に関する考え方については、何回か前の議会の中でもご答弁をしておりますけれども、広域連合は広域連合の中で、そういった重大なところが決まる場合については、当然、広域連合議会の中でもご報告なりご議論いただくことになると思います。それから、構成市町村の議会に、そのあたりのことについて、しかるべき時期に、事前にこういう形で報告するだとか、ご議論いただくだとか、そういったことの密接な連携といいますか、協議が必要かなと、こういうふうには考えてございます。

○中島委員

ここで決定するということにはなりませんけれども、こういう協議会を置くことができる、置く、置かないは判断だと思うのです。今回は、協議会に関しての条例は提案されていませんね。渡島には、条例がある、西いぶりは要綱であると。そういうことになれば、北しりべしは要綱を提案することはできるとなるのかもしれませんが、こういう整理は、やはりしておいた方がいいのではないかなと。法に基づいた、こういうものも準備できるというふうなことが必要ではないかと思はいます。

◎関係市町村負担金算出調書について

次の課題ですが、関係市町村の負担金の算出調書の問題ですけれども、今回の議案の中には、各市町村の負担割合が書いておりまして、小樽市の持出しについての今年度の予算も計上されております。

その中で、施設建設事業費及び公債費の中の衛生費の地域振興対策費が 400万計上されております。桃内の住民の皆さんに対する対策費ということですが、この 400万の使用内訳はどういう中身でしょうか。

○環境部次長

今回、説明しております 400万の内訳でございますけれども、地域振興対策補助金といたしまして 250万、それから、桃内町内会の交付金として 150万ということでございます。

この 250万の内訳につきましては、桃内町会の J R の線路の上側の共聴アンテナが相当老朽化をしているということで、焼却施設等の建設の同意をもらうために、この間、昨年いっぱいまでいろいろ地元町会に話をしてきたわけでございますけれども、その中で特に強い要望があって、この施設建設が認められれば、こういった施設の改修に対して補助金を支出したいと。こういったことなものですから、こういったテレビの共聴アンテナの補助金、これが 200万になります。

それからまた、このときにあわせてありましたのが、桃内町内会館については、屋根だとかあちらこちらにそれぞれ補修箇所が目立ってきてまして、こういったものをぜひ計画的にやりたいということで町内会館の補修費が 50万、これが 250万の内訳であります。

そのほか、町内会活動といたしましては、これは、町内会活動、町内会館、それから、桃内町会の中にテレビの共聴アンテナの組合がございますが、ここに対する運営費ということで 150万、こういった内訳でございます。

○中島委員

小樽市は、環境部の方のお金として、桃内の住民の皆さんに 1 軒 6 万円、合計 510万円をこれまで出していますね。これは、環境対策と。こういうふうに桃内の住民の皆さんにかかわる対応については、小樽市がかかわる部分と、広域連合としてかかわる部分とが出てくるわけですね。これは、どういうふうに区分して対応していくことになるのでしょうか。

○環境部次長

これにつきましては、まずは私どもの基本的な現在の考え方といいますと、二通りあるだろうと。

まず、一つは、平成 7 年当時から進めてきました桃内の最終処分場をつくったときに出售されていた地域要望の実現、あるいは、それに伴ってカラスだとかカモメの被害といったものもございしますが、こういったことに対する防

止対策が小樽市としてやっていかなければならない対策費だと。

しかし一方、今回、昨年に同意をいただいたときに、地域振興対策ということで、小樽市、あるいは、もちろん連絡協議会とも協議をしていろいろ進めてきた事項がございます。これは、今言った町内会活動あるいは町内会館の補修とか、現在、桃内地域の中でもいろいろと地域要望についての話し合いも持たれてございますから、そういったものに対しては、今後協議しながら、これは広域連合、これは小樽市でと、こういったような整理というものをしていかなければならないだろう、このように考えております。

○中島委員

広域連合の中では、桃内の住民の皆さんへの協力や対応する係というのは、どこかできるのでしょうか。

○環境部長

今、次長がいろいろと説明しましたけれども、広域連合の組織の中では、当然、地域住民調整といいますか、そういう担当を置くというふうには聞いています。

市としても、さきほど次長も言いましたように、最終処分場の関係がありまして、その処分場との絡みで、当然、地域住民の調整というものが必要になっていますので、そこら辺をあわせて、体制といいますか、広域連合の体制、それから小樽市の方の体制ということを含めて、つくっていくことが一番いいのだというふうに考えています。

○中島委員

最終処分場と中間処理施設と、分けるといっても、あわせ持った影響がどういうふうに住民生活に及ぶかということになると、なかなか線引きが難しいことが出てくるのではないかと思います。やはり、住民の皆さんが安全に生活できるということを基本に、単純な縦割りではなく、協力し合って対応することが基本だと私は思います。

ただ、こういうお金の使い方は、400万と言っていますけれども、町内会の中で、町内会館の補修費とか町内会活動という形で一定額の補助金となれば、決算といいますか、何に幾ら使って、領収書がどう入っているかということは、広域連合の議会としてきちんと帳じりを合わせるというか、監査が入るわけですね。そういう意味で、お金の額が多い、少ないにかかわらず、公的なお金の使い道として、大ざっぱな支給の仕方という気がしないでもないのですけれども、こういうところは大丈夫なのでしょうか。

○環境部次長

私が申しました例えば町内会活動に対する交付金といったようなものにつきましては、さきほど部長も言いましたが、現在、市との窓口の中でいろいろ協議をされています。そういった中で、きちんとした交付申請書といったものをもらいまして、そして交付をしていきたい。更には、交付したお金はどのように使われたのか、こういったものは、当然、実績報告を上げていただくことになると思います。

また、さきほど言うておりました共聴アンテナの改修といったものにつきましても、あくまでも補助ですから、これもきちんとした見積りをもらって、その内容が適正、妥当なものであるかどうか也十分審議しながら補助金を執行してまいりたい、このように考えております。

○中島委員

あと、広域連合と各自治体との関係の問題ですけれども、事前に基本計画みたいなものを出しておりますが、全体として、ごみ量を減らして、ごみの焼却は共同でやろうという計画になっているわけで、各自治体からのごみを搬入する経費も広域連合としての予算で対応するわけですね。そこはどうですか。

○（環境）田中主幹

広域連合の処理する事務ということで、ごみ焼却施設、リサイクル、破碎とありますけれども、規約では、その中間処理施設の整備とその施設の管理運営の部分について規定されています。それをするための関係市町村との連絡調整という部分が広域計画の中に出てきますけれども、収集・運搬業務については、さきほどもありましたように、関係市町村の分担ですと。そして、中間処理施設については広域連合で実施しますというふうになっておりま

す。したがって、経費については、その部分で分かれて、広域連合では見てはおりません。

○中島委員

そうですか。

例えば、ごみ減量に取り組むという大きな課題がありまして、これを広域全体の課題として持っているけれども、1市5町村の足並みがそろわない。なかなかごみ減量に積極的でないところもあるし、一生懸命やるところもある。こういうふうなときに、広域連合として、指導だとか、あるいは一定の強い立場とか、そこら辺の関係はどうなのでしょうか。それぞれの自主的な取組状況に任せられるのではないかという気もするのですが、広域連合として一緒にやって、目的を持っている以上、一定の指導も必要なのかなとも思うのです。かといって、強制力とか罰則ということにもならないだろうと思うのですが、どのような関係になるのでしょうか。

○環境部長

6市町村が一緒にやりましょうということですので、さきほど言ったように、実際の中間処理施設の管理運営が広域ですよ、だから、あとは知りませんという形には当然ならないわけです。そして、ごみ減量ということは、広域連合のということより、やはりそれぞれの町村で取り組まなければならない課題だと思っています。

ですから、もちろん広域連合もそれにかかわることですけれども、その前に各町村でごみの減量をしようと。そして、広域連合にかかわって、統一的なごみの処理を皆さんで一致してやっていかなければならないだろうということもありますので、母体といいますか、一つは、各町村の皆さんがそれぞれ協議して、ごみの収集、処理、減量はどういう形にすればいいのかと。そして、これが連合の中で、みんなが一致して取り組むようなことがあれば、連合でもあわせて議論をしようということになろうかと思うのです。連合が統一して、ああすれ、こうすれということではなくて、まずその前に、母体として、お互いにこれからのごみの処理についての協議をしていくという形が大事なのではないかというふうに思っています。

○中島委員

◎PFI方式の導入について

大型ごみ焼却施設の建設については、PFI方式の導入も検討していく、こういうふうにご報告されましたけれども、現在の段階で、それを検討するに値すると判断した状況についてお知らせください。

○（環境）明井主幹

PFIの導入につきましては、既に皆さんもご承知のとおり、国は平成11年7月にPFI推進法を定めて、翌年に基本方針ですとかガイドラインが公表になって、国としてその積極的活用を図っていくということになっています。

実際、今回6市町村で建設予定のごみ処理施設の計画なのですけれども、やはり厳しい財政事情の中でどうしても進めなければならない社会資本整備ですから、昨年、市議会においてもPFI導入を何とか視野に入れるよう提案されておりまして、環境部内、また庁内で検討会議を持ちまして、4月18日に北後志6市町村長会議において推進への検討について同意が得られたものですから、現在、国など関係機関との調査等を行っているところでございます。

○中島委員

この会議の1週間前に、市立病院調査特別委員会がありまして、市立病院の統合・新築のお話が今回の議会に原案として出されるというお話の議論をしました。そのときに、病院建設にかかわってPFI方式の話があったということが報告されましたけれども、病院関係では、自治体病院では全国で二つだと。まだ手がけていないところと手がけたところがあるわけで、その成果がよくわからないのです。

もう一つは、大手の仕事になって、地元の業者の参入ができない。30年とか20年の償還期間の見通しですずっとやっていくわけですが、その間に、こんなふうに非常に厳しい経済状況になったり、財政も大変になったり、

見通しのきかない中で、これから先の計画が果たして立つかどうか。

そういう問題も含めて、病院を建てるときのPFIについては積極的に推進というよりは、ちょっとどうかなどというニュアンスで報告を受けました。おっしゃったようなことも含めて、自治体の財政が大変だから効率的にできるPFI方式ということがメーンなのか、取り入れていく根拠というか、検討する最大の根拠は何なのでしょうか。

○（環境）副参事

さきほど主幹の方から申し上げましたとおり、4月18日の広域連合長・副広域連合長会議の中では、PFI事業に関して、その当時、公共の廃棄物処理施設の関係では5例程度ですけれども、倉敷だとか、大館、留辺蘂だとか、そういうところでPFI方式が導入されていると。そういったことがあったものですから、その中では、特徴的に、建設自体にPFIを導入することによって建設単価が安くなっているという事例もございました。

それから、もう一つは、地方財政の厳しさという中では、建設するときは、いつとき、施設のイニシャルコストとして、市町村にとっては大きいお金を財源として出さなければならない時期があると。それを、例えば15年だとか18年の中で起債みたいな形で経費を平準化することによって、いつときの財政負担、経費を下げるができるのではなかろうかと。

そういったようなこともあるものですから、それで、そういったものの実際的な検討、調査をやって、広域連合が行うような焼却施設整備のときにPFI方式の導入がなじむのかどうなのか、そういうことも含めて調査、検討をする、こういうご指示だったものですから、それにあわせて進めているということでございます。

○中島委員

私も、十分に議論される必要はあると思います。一般的には、民間業者が入るわけですから、そこで自分たちが仕事に参加することの利益、メリットが十分にあるという前提になるわけです。ただ、そのメリットを生み出すための事業が附帯してつくということがよくある中身ですし、最初の経費が安いといっても、どんな仕事になるかというその構想自体を足元から全く違うところで計算していたり、さまざま問題があることも聞いております。途中で経営状態が悪くなったり、やっていけなくなったときには、すべて自治体が責任を負うということなどもお話しされておりました。議論を十分されていくようにと、私たちも思います。

それと、ごみ焼却炉の建設は、お話ししたとおり大変なお金がかかる。100億、200億というお金の計算になってくることだと思うのですが、1999年8月13日に、公正取引委員会は、自治体が発注している焼却炉の入札をめぐる価格談合があったということで、大手焼却炉メーカーが独占禁止法に違反するとして排除勧告しています。日立造船、日本鋼管、タクマ、三菱重工、川崎重工です。このほかにも別件で同時に挙がっていますけれども、これは、1992年から5年間に自治体から落札した大型焼却炉が71件、総額1兆346億円になるというふうに言われて、こういう指導、勧告を受けているのです。

この時限は過ぎていきますけれども、私たちは、これから改めてきちんとしたことをやりなさいと言われた段階から、また焼却炉メーカーを選んでいくことになるわけですが、このような価格談合をやって、高いお金を自治体に押しつけてきたようなメーカーに、やすやすとお金を出せるほど自治体の財政状況は楽ではない。非常事態宣言を出している状況です。どれだけ節約できるのか、真っ当な値段で対応できるのかということが課題だと思うのです。そういう意味で、私たち共産党は、このような広域の大型焼却炉の導入については、一貫して反対しています。

これは、大手ごみ焼却炉メーカーの担当者の方が言っている話なのです。「自治体の大型焼却炉の購入は、恐らく20年に1回、担当者にとっては、一生に一度のことだろう。価格をはじめ、施設の機能について、どう考えたいかという判断基準、ノウハウがない。だから、自分たちメーカーの言いなりになる。価格は、ほとんどメーカーの言い値どおり、しかも、迷惑施設だということで、建物などの外見にお金をかけ立派にする。本来、ごみを燃や

すだけの機械なのだから、雨風に耐えられればいいはずなのに、何でこんなにお金をかけるのかと、自分も納税者の一人で疑問を感じる」と。これは、内部の方がおっしゃっている。こういうところに小樽市が足を踏み出すわけで、どれだけのお金をかけていくかということが非常に問われることだと思うのです。

この間、盛岡のクリーンセンター、環境に優しいという焼却施設を見てまいりました。大変立派な施設で、日本一、排気ガスに関する制度が完備されている。その制度で、まちの至るところでびっと出るようになっていているという内容で、誇らしげにお話ししておりましたけれども、その実、聞いてみたら、ごみの分別は全然進んでいなくて、ごく最近、古い紙を分別収集に出すことを決めたばかりで、あとは分別収集は一切やっておりません。つまり、大型焼却炉の設置ということは、ごみを分別しなくてもいい、どんどん燃やせばいいのだという安易な発想になってくるのではないかと非常に感じました。そういう意味では、ごみを分けて燃やすものを少なくするという原則にのっとった中身にしていくのが本当だということを最後に確認して、質問を終わりたいと思いますが、最後のところで、部長のご感想をお願いします。

○環境部長

まず、焼却炉の大きさうんぬんというのは、12年3月の基本計画で252トンの3炉という計画を立てましたけれども、これは、昨年の議会の中でもご説明しているように、実際にごみの減量になっているということで、それと全く同じものをつくるということにはならないのだと。当然、ごみが減っていますから、焼却処理量が減っていった、炉の規模はそれよりももう少し小さくなるだろうと。ただ、これについては、まだ全体的な数量を把握していませんから、今の段階でどういうふうになる、こういうふうになるということは、連合の方でも決められてはいない。これからの検討課題だろうと思っています。

そこで、連合の方としても、当然、それぞれの母体はお金も相当厳しいということで、何とかそういう経費の削減ができないかということで、さきほどから言っていますPFI方式というものも一つ検討したかどうかという話を進めています。それから、炉の選定といいますか、そういうものについては、確かに連合の方ではノウハウというのはないというふうには考えています。我々環境部についてもなかなかノウハウはありませんので、そういう中で、さきほど副参事がちょっとお答えしましたけれども、そういう炉を決めるためには、これは、仮称になるだろうと思うのですが、第三者の技術検討委員会みたいなものを立ち上げて、その中で決めていただくことになるのだろうというふうには聞いています。

それから、最終的に、大型ですから、いろいろなものを燃やせば分別する必要がないというさきほどのお話でしたが、基本計画の中では、基本的には燃やすものをある程度想定して、廃プラなどというのは燃やさないという方向になっています。実施計画の中でこれがどういうふうに変わるか、我々は聞いていませんので、わかりません。ただ、全部燃やしてということにはなかなかならないのかなと。できれば、リサイクルできるものは、リサイクルしていきたいというふうな考えでいることは聞いています。

ただ、処分場の延命だとか、そういうものを考えて、やっぱりそうはいかないのではないかという話になるかもしれません。今の段階では、基本計画に出ていますように、ある程度は燃やすものは決めていますから、何でも燃やすという形に果たしてなるのかどうかということは、これから検討しなければならないと思います。

いずれにしても、とにかくリサイクルということを推し進めようと。連合でもそういう考えでありますし、さきほども言いましたように小樽市の環境部としても、また、市長からも、とにかくリサイクル、資源化する努力をしてほしいというふうに言われていますので、それについては進めていかなければならないというふうに思っています。そういうことを踏まえて、連合の方では、焼却炉を決める、それから、リサイクル施設、破碎施設等を決めていく形になるのだろうというふうに思っています。

○委員長

共産党の質疑を終了して、自民党に移します。

○前田委員

◎地域振興策について

重複するかもしれませんが、二、三点伺います。

まず、さきほどもお話に出ていました地域振興策で、現協定書に基づく地域振興策というのがありますね、あってやっていますね、できるものから逐次と。その辺の進ちょく状況と、主に実施されたもの、それと、同じ項目の中で何が残っているのか。

○環境部次長

資料を用意していないので、詳しくはきちんと説明できないのですが、最終処分場が出来た時点でのいわゆる振興策につきましては、私としては、恐らく8割、9割までは既に実施をしていると思います。また、できるものは、既に実施をしていると。ただ、できていないものにつきましては、例えば地域の水洗化の要望、これは今回の焼却施設との要望ともリンクいたしますけれども、そういった要望が一つです。

それから、当時はできなかったのですが、いまだに地域から出ているのは、特に桃内川の河川の改修で、例えば魚道整備の関係といいますか、こういったものが出てきております。これについては、また今後どのようにするかということについて、具体的に考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

○前田委員

さきほども出ていましたが、テレビの共聴アンテナは、現協定書の中に盛られていたものなのですか。

○環境部次長

これについては、前は盛られてございました。今回の焼却施設等の建設に関連して、新たに出てきた問題点というふうに受け止めております。

○前田委員

これは、もう工事は終わったのですか。

○環境部次長

これは、まだこれからです。今回の連合予算の関係で、連合議会が開かれ、また予算が議決されれば、地域と話し合いながら建設に向かって進めていきたいと思います。

○前田委員

予算が議決されればということでよろしいのですね。漏れ聞くところによると、地域の人は、新しい共聴アンテナで、早くいい画像のテレビを見たいと聞いておりますけれども、この予算が議決されなければこの工事は行わないのか、どうなのか。

○環境部長

さきほどから、400万の地域振興策の中の一つの共聴アンテナ補修ということですから、広域連合の中での地域振興策という一つの対策をやっています。今回、その前に、それぞれの自治体、母体で負担金の議論をしていただくわけですが、一応、広域連合の議会で予算を提案しますので、それでオーケーしてもらわないと支出できないということです。

今、前田委員が言ったように、地域の方から何とか先に早くやってくれないだろうかというお話も確かにあります。ただ、我々としては、予算案の確保がないうちにやるといったら、予算がとれなかったら、どうやってお金を捻出するかという問題がありますので、そこら辺については、あくまでも、広域連合の方の予算の成立後、速やかにやりますという話はさせていただいていると、連合の側がそういうふうに言っているということで聞いております。

○前田委員

それはそれでわかりましたけれども、そのアンテナの工事そのものは、市が行うのではなくて、組合が発注して行うわけで、変な話、後先になって、工事が先に行われて組合がお金を払ったにしても、議会を通れば補助金の支出は可能なんですね。

○環境部次長

確かにおっしゃいますように、恐らく、共聴アンテナ組合に対して町内会が交付すると。町内会が交付するお金に対して市が補助をするということですから、そういったこともあります。ただ、こういう問題は、やはりきちんとした形の中で、担保もとれると。それは、議会での議決が済む、そして、町会できちんと話し合った上でやるというのが本筋ではないかと私は思います。

私も、さきほど前田議員がおっしゃったように、地元からも相当テレビ映りが悪い状況にあることは聞いておりますので、それは私も非常に心配してございますが、できるだけ早くきちんとした手続をとりながらやっていきたいと思っております。

○前田委員

確認させていただきますけれども、工事後の補助金の支出はありえないということによろしいんですね。

○環境部次長

今おっしゃったことも含めて、正規の手続をとっていききたいと思っております。

○前田委員

○PFIについて

二つ目は、PFIがここにきて活字になって出てきたのですよ。それで、私もこれは質問しなければならないと思ったら、質問されてしまいました。それは、1番手で、当然優先権があるので、それはそれでいいです。

それで、ここに出てきたのですが、以前から代表質問だとかいろいろなところで、自民党もそうですし、他党派の方々も、これについてはどうなのだと質問をしてきた経緯があります。そういったことで、ここに出てきたので、いろいろな考え方、選択肢の中から、こういう方法もあるのは当然わかるけれども、いろいろな事情によってこういう問題が活字に現れてきたのかなと自分なりに思ったのです。

そこで、出てきたけれども、ただ、お題目だけで出てきたものなのか、本当にこれを取り入れるつもりで出てきたのか、この辺の出した決意というか。

○環境部長

以前の議会の議論の中でPFIというものを考えたかどうかというお話があって、我々もPFIは考えていきますという話でした。最初のころは、PFI事業をやるには、だいたい3年くらいかかるという話を聞いていましたので、それでいくと、なかなか今は、押し迫って早くしなければならない状況なので、果たしてPFIの導入は、どうなのだろうという一つの懸念があって、なかなか積極的な動きがとれないという状況が一つありました。

しかしながら、今、PFIは、いろいろな形でどんどん進んでいる段階の中で、期間を短縮すると言ったらおかしいですけれども、いろいろと役割分担をしながらPFIを導入するということが一つ出てきているのです。例えば留辺蘂の方では、これは焼却ではないのですけれども、処分場の関係でPFIと併設してうまく進めていたということが一つあります。ですから、そういうふうに期間をうまくとらえてやるのであれば、可能であればできるのではないかとということで、国なりといろいろとご相談していたら、できないことはない。いろいろとクリアしなければならない問題が相当あるけれども、それはできないことはないというお話をいただいたので、ちょっと検討してみようということで、今、PFIの導入について検討、調査をしたい、こういうことでお話を出したということです。

○前田委員

それで、PFIは3年くらいかかるのではないかといいましたね。

前回の1定で、たしか、今のPFIが出る以前の流れというか、平成18年でしたか、そういった流れでやっていこうとおっしゃいましたね。今度は、PFIが出てきて、いろいろと前のことを煮詰めていかなければならない、調査、検討していく。そういうことを含めて、この1定で言われた日程的なものに、はめ込んだ場合に、きちんとそれなりに収まっていくものなのかどうなのか、それともちょっと期間がかかって、18年が19年になったり、20年になったりするものかどうか、その辺はどうなのですか。

○（環境）副参事

さきほど部長からご答弁を申し上げましたが、留辺蘂の例を参考にしますと、いわゆる一般的な従来方式といえますか、公共が進める場合の方法としては、今、前田委員指摘の16年度着工を動かさないとすれば、来年、15年5月ころには国土交通省の北海道局に、16年度の補助に対処するのにまず概算要望しなければだめだと。それから、同じく15年10月ころには環境省に整備計画書を提出しなければならない、これが、大きな一つのポイントになっているわけです。それをクリアしないと16年着工というのは難しいというのが従来の例であったのですが、留辺蘂の例を見ますと、概算要望を来年5月までに出してもらっても、環境省に必要な整備経過というのは、もう少しずれてもいいというような例が留辺蘂に出てきたものですから、もしそういったことが可能であれば、小樽としても16年度の着工を動かさなくて、何とか14年、15年の中でやっていけないものかということで今検討している、こういうことになってございます。

○前田委員

そういう中で、十分に可能と聞こえたのですけれども、ということは、やはり、ある程度PFIを前提に取り込むという気持ちなのですね。PFIをやるのかやらないのか、どうなのですか。

やらないのに検討していたって、これはどうしようもない話で、本当にやるというのだったら、これは大変な、新聞の第1面になってしまう。

○環境部長

さきほどから言っているように、そういう日程的な問題と、それから、実際にPFIを導入するときどういうメリットがあるのかとか、そういうものをきちんと調査しなければならないのですね。今、打ち上げてから、お金も大した変わらないで公設公営でやるのと同じだとか、そういうことになるのであれば、また最初からやり直ししなければなりません。ですから、そういうことを踏まえて、PFIについて、今、例えば官でやるような調査ものと並行して、できるのかどうかということを同時に検討、調査をするということが出来ますので、そういう中でPFIを導入していくかどうかということをきちんと判断しようと。

ただ、これは連合が決めることなのですが、連合の方の話としては、今、PFIを導入している中では、実際に焼却というか、中間処理施設については、基本的には確かに安く整備されているのですよ。ですから、それを手がければ、いつときほど、何十億も安くなるという形になるかどうかわかりませんが、確かに安い価格で良質なサービスといいますか、そういうこともできている状況にありますので、それは検討しないわけにはいかないから、とりあえず並行で検討していこうという考えです。連合の方としては、スケジュール等とか、最終的にはバリュー・フォー・マネーまで行かなければならないのですけれども、そういう状況で、よければ行きたいという考えはあるというふうには聞いています。

ただ、何回も言うようですけれども、これは調査、検討中ですから、そこら辺でやるかどうかというのは、ここで発言するという形にはならないということをご理解していただきたいと思います。

○前田委員

質問を終わりますけれども、そうしたら、部長は、早く言えば、そろばん勘定が合えばやるということを今おっしゃったと、僕が聞いている範囲ではそう思うのです。それで、限られた時間の中で同時並行でやっていかなければならない。旧来の考え方で進める分と、PFIで進める分と。PFIの場合については、電卓どころかスーパー

コンピュータに置き換えてやっていかなければ間に合わないわけですから、そろばんが合えばやるということで受け止めたけれども、それでよろしいですね。

○環境部長

やるというより、やりたいという。

○前田委員

メリットがあれば、やりたいということですね。

○環境部長

そうです。

それは、小樽市の環境部がどうのこうのではないですけども、連合の方の考え方としては、実際にやってみて、一つは公設民営という方式もありますし、公設公営というものもありますから、何が一番いいのかということは、まず、P F I 導入とあわせてやっていきたい、検討していきたいというふうにしています。その中で、P F I がよければ P F I に行くでしょうし、公設民営がよければ公設民営に行くでしょうし、要するに公設公営の方が、いつかは支出分が多くなるけれども、長期的に考えていいというふうになれば、そっちになるのだということです。ですから、P F I というのではなくて、何が一番いいのかということで、連合の方では、今、実際に作業を進めながらやっていきたいという考えをしている、こういうことです。

はっきり言えなくて、申しわけありません。

○前田委員

そういうことで、当然、今おっしゃられたように、いいものやっていただきたい。ということは、市民負担が1円でも少ない方がいいわけですから、ひとつ頑張って汗をかいていただきたいなと思います。

終わります。

○委員長

自民党の質疑を終わって、次に市民クラブに移します。

○齊藤（裕）委員

◎P F I について

P F I の話が、共産党、自民党から出たものですから、引き続いてなのですけども、まずは認識についてです。中島質問にありましたが、P F I を導入したときに、民間企業、メーカーは、そこに利益を確保するということは、私の認識とは違うなど。私とは違う。というのは、企業団を組むわけですから、逆にメーカーはげろげろです。メーカーがもうからなくなる仕組みということだと思うのです。

そこで、なぜ、ここに来て P F I なのかと不思議に思っているのです。というのは、コンサル選定のときの仕様書等々の中にも、P F I というのは、全体計画の策定プラスその他 P F I という、その他の一部だったわけです。全体があって一部というところが、今、P F I がクローズアップして肩を並べているわけです。

しかし、これは、物理的に考えると、私たちも P F I の検討ということを皆さんにお願いしてきたけれども、そのタイムリミットというのは、恐らく前部長のときですよ。前部長が全都清といろいろやり合っておられたところがタイムリミットだと、現実的に考えると、私たちはそう思っていたのです。

それはなぜかという、要するに、お金を出す、事業主体を構成するまでにかなり条件がきついのです。リスクの分担、専門的にはヘッジと言うらしいですけども、それをするために、それぞれ企業同士、もちろん金融機関とか商社もくっついてやっていかなければ、小樽の180何億のクラスというのは金が集まらない、こういう形になるわけですよ。そうすると、なぜこの場に来て、突然クローズアップされたのかということは、私は不思議でしょうがないのです。

もう一つ、P F Iとおっしゃっているながら、実はコンサルにP F Iを検討しなさいと。P F Iの関係もコンサルの発注仕様書の中に載っているわけです。しかし、今、報告を聞いてみると、検討対策は自前でやられているとおっしゃっているわけです、国や何かと打ち合わせをしていると。この辺はどうもすんと理解できないのです。もともとは、コンサル任せでP F Iも検討してくれと言っていたものを、突然、自前で国に当たってみようと、こういう話になったのは、どうもすんと落ちないものですから、説明をしてください。

○環境部長

さきほどちょっとお話ししましたけれども、確かに斉藤（裕）委員がおっしゃっているように、P F Iは、従来からすると、期間的にいつ今からやれば時期的には全然難しいです。

それで、今なぜP F Iが急に出てきたかというのは、さきほども前田委員にご説明しましたけれども、当初、議会の中でP F Iの導入検討をする必要があるのではないかということは、確かに出ていたわけですから、それについて、当時の推進協議会といいますか、市の方で答えていますのは、市の方では、なかなか期間的な問題があって難しいかな、ただし検討の余地はあるのだろうということでお話していたかと記憶しています。それで、今なぜ出てきたのかというと、さきほど留辺蘂の例の一つ出しましたが、留辺蘂では、官でいろいろな整備計画をやって、その後、さっき言いましたように、環境省に出すいろいろな資料が少し遅れてもいいと、そういう一つのやり方といますか、一つの方式が実際に出てきたものですから、この方式をうまく使えば、確かに時期的には厳しいかもしれないけれども、P F Iを導入してもできるのではないかと。こういう判断で、ちょっと検討してみる余地があるのではないかとということで進めてきたということです。ですから、突然とおっしゃっていますが、従来からP F Iということについては、一つ視野に入れておくということは申し上げていますので、突然という形にはならないのかなというふうに思っています。

それから、コンサルの中で、確かにP F Iと。あれは、管理運営をP F Iでできないかというお話はしていたかと思うのです。それで、さきほどから言っていました留辺蘂方式でいくと、何とかP F Iというのはできるのではないかという考え方になりましたので、それでは、どういうやり方をすればできるのかということについて、留辺蘂にも聞きましたけれども、一番いいのは、国なりにこういう考え方で本当にできるのだろうかということを聞く必要があるだろうということで、まず自前で行っていろいろと聞きました。

その中で、今後、P F Iをもし導入するとしたら、当然、P F Iのアドバイザーとか、そういう人方のお力を借りていかなければならないと思いますけれども、現段階では、さきほど言ったように、留辺蘂方式が一つ話が出てきたので、その方式に乗っていけばできるのではないかとということで、新たに自前でいろいろと調査をしたと、こういうことでございます。

○斉藤（裕）委員

自前で調査することを悪いと言っているのではなくて、自前で調査を大いにしていただきたいと思っているのですけれども、余りにも比較対照として留辺蘂の事例を強調されていますけれども、留辺蘂の事例というのは、あそこは埋立処分場ですね。そして、規模も違いますし、あそこで一番注目されたのは、制度的な問題ではなくて、全国では2件目らしいですよ。規模は忘れてしまいましたけれども、あの規模の埋立処分場をP F Iで行ったというのは、実は2件目と言っていました。1件目は、参加者がゼロだったのです。それで、参加者があるかないかというのが非常に注目された事例です。そうしたら、経済的な環境もマッチしたのかどうか分かりませんが、多くの人たちが参加されて、たしか大手ゼネコンさんを中心としたところに決定されたということですよ。

ただ、手続が少し遅れても勘弁してもらえるのだとか、これはいいなと思われているのかもしれないけれども、小樽とは余りにも規模が違い過ぎると私は思いますよ。

あえて参考にするのだったら、今、歌志内などというのは、あれは産業廃棄物ですし、P F Iではありませんけれども、あの産炭過疎地の中で、市が中心となって産業廃棄物の炉をつくっている、まだ稼働しているかどうか

かりませんけれども、これは、全国の他都市、北海道外から照会があって私は調べてみたのです。あの小さなとは失礼な言い方ですけれども、非常に財政的にもご苦労されている小規模なところで、産業廃棄物の処理に予算を設けて、そして、当然、採算ベースに乗せようという努力をされている。当然、医療用産廃だとか、そういうものも受入れするというのが前提にあるらしいのです。

それで、道外から問合せがあった理由というのは、この医療用産廃が何かを処分するためには、熱の関係で、熱量を一般ごみに換算すると小樽市並みの規模だそうですよ。医療産廃とかBSEとか、あの辺を燃やすことができるかということになると、熱量が大変ですよ。その熱量を、一般ごみで換算すると、たしかちょうど小樽だねという話をしていました。ですから、そちらの方が、どうやってあいうものを立ち上げていったのかと私は非常に興味がありますね。留辺蘂のこととはちょっと違うのではないかなと。

いずれにしても、大急ぎで検討しなければ、何だか知りませんが、PFIの検討をしたけれども、だめだったのですというガス抜きみたいな話になってしまう。これが心配です。

それから、体制についてですけれども、留辺蘂町でPFIをやったというのは大したものですよ。担当の人は1人ですよ。全体で200人くらいしか職員さんはおられませんから、PFIの全部の作業をやられているのは1人の方です。だから、そういう事務量的なことからいったら、小樽市だって決してできないことではないと思います。広範囲に目を配らせていただきたいなと思って、これは質問ではありません。

◎機種について

それから、お尋ねしますけれども、今、もう機種は決まっているのですか、ガス化溶融炉とか灰溶融炉とかいろいろありますね。何回聞いてもよくわからないのですけれども、それは決まっているのですか。

○（環境）明井主幹

機種は決まっておられません。ただ、地元町内会からの要望で、焼却灰をそのまま埋めることはないようにということを言われておりますので、従来方式又はガス化溶融方式にしても、どちらも灰溶融処理を含んだ処理方式を考えております。

○斉藤（裕）委員

その灰溶融というのを、少しわかりやすく教えてもらえませんか。

○（環境）明井主幹

灰溶融というのは、今まで、焼却炉でごみを燃やすと焼却灰がふさふさの状態出てくるわけです。それをもう一回、溶融といいますか、酸素状態があることで温度を高めて、その温度も1,600度とか1,700度ですけれども、そこまで高めて、有機質のものは完全に溶かし込んで、無機質のものだけ、スラグ化と言うのですが、砂のようなさらさらの状態にまで水冷して元に取り出すと。ですから、皆さん考えておられる従来の焼却方式だと、焼却灰というのはそれこそ灰ですけれども、今回、灰溶融する焼却灰、最後の残さというのが、アスファルトに混ぜたり、道路改良材に使うことも可能なものになっております。

○斉藤（裕）委員

それでは、灰を1回溶かして、水冷却する。そうすると重金属類と石のたぐい、けい酸類が分かれます。そして、そちらの方を路盤材や何かに使うということも視野に入れられていると。

○（環境）明井主幹

まず、重金属類、主に鉄ですとかアルミは、家庭からの可燃物が主ですから、それほど多くないのですけれども、そういったものは、当然、有効利用で金属を回収します。それからもう一つ、最後に残った砂のようなスラグは、有効利用は当然図りたいところですが、今は、採算ベースにあるかどうか、それから地元の受入先があるかどうか、まだ検討していない段階ですので、何とか有効利用を心がけていきたいということです。

○斉藤（裕）委員

ご苦勞されると思うのですけれども、スラグの有効利用は、骨材として利用するわけですから、北海道の場合は民業を圧迫してしまう可能性がある。首都圏であるとか大都市圏になりますと、勝手に持って行って金を出してくれる人もいますけれども、北海道の場合は、民業の圧迫につながるのではないかと、いろいろ心配がありますので、注意を払っていただきたいと思います。

それで、機種は、今、決まってないというお話だったのですけれども、機種は決まっていなくておっしゃって、おしながら、せんだって、議員定数特別委員会の中で資料が出されました。これは、市長部局が各部に財政健全化の檄を飛ばした資料でしたけれども、その中に、ランニングコスト10億ということが書いているわけですよ。これは、どういうことなのか。

私はそのときに、当然、機種と処理量が決まらなければ、ランニングコストなど全然はじかれてこないはずですから、これはどういうことなのか。私たちが知らないところで実はもう決まっちゃっているのかと、こう思ったのです。まさか、市長部局の方から出した資料に、何の裏づけも持たないものが混じっているわけではないだろうと。

この10億というのは、どういう積上げだったのですか。

○（環境）管理課長

ただいまの10億を下らないというお話を伺いますと、これは財政課サイドの方で数字を出してございます。その考え方でございますけれども、ごみ処理広域化の基本計画の中で、市の分の焼却、破碎、リサイクルの関係の経費が載ってございます。それを積み上げた中から、国庫補助金あるいは起債の充当の関係を差引きまして、元金関係で3年据え置いた中で、12年償還という考え方を持ってございます。それで、割り出したのは、だいたい9億くらいの額ということで、これに利息と維持管理を加えて10億を下らない、ということでの表現になっているそうでございます。

○斉藤（裕）委員

済みません。もう少し詳しくおっしゃってください。

9億何千万のうち、維持管理費というのは幾らになっているのですか。

○（環境）管理課長

数字的には聞いてございませんけれども、さきほど言いましたように9億にプラス利息の分、それから、維持管理の分ということで、10億を楽に超えるだろうというような表現であったかということで聞いてございます。

○斉藤（裕）委員

済みません。そうすると、私の読み方が間違ったのですね。

10億と言っているのは、起債償還や何か、要するに借金払いも含めて、それが9億くらいある、それに利息が付く、それに維持管理というのでしょうか。維持管理といたら、数億円単位ということになるのではないですか。

そうすると、今、課長の説明でいけば、行き先が決まった金、返さなければならない金が、約9億何千万あるのだよと。そして、利息も付けて、残った金が維持管理費だと思ったら、年間1億を切るような維持管理費ですけれども、そう理解していいのですね。

○（環境）管理課長

財政課サイドでは、10億を下らないという表現だったかと思います。言うなれば、10億を超えるというようなとらえの中では、さきほど言いましたように、償還の関係では9億、それにプラス利息なり、維持管理、ランニングコストが上乗せになっていくということで、10億を超えていくという額でとらえている、ということで聞いてございます。

○（環境）副参事

今の関係で、斉藤（裕）委員がおっしゃるのは、機種も決まらなくてランニングコストは出てこないだろうと、

こういうご指摘かというふうに思います。当然、そうだというふうに思っています。

それで、超概算でやったものですから、そのランニングコストにつきましては、だいたい、北海道内だとかそういったところで、今、現行予定されている焼却施設の原価計算というのがありましたので、機種は違うのですけれども、だいたいこの程度の金額かなという形で試算したというふうには聞いてございます。ですから、どこの機種ということの想定ではない。こういうことでご理解していただきたいと思います。

○齊藤（裕）委員

それを試算した人は、だれですか。どこの部がやったのですか。

○（環境）副参事

試算というよりも、それぞれ全国市長会だとか、そういったところで、焼却施設の原価計算でトン当たり幾らという表があったものですから、それから参考として出してきた、こういうことでございます。

そういうふうなものを見たのは、環境部といいますか。

○（環境）管理課長

10億を下らないという部分でのお話は、財政課サイドで健全化の絡みで出されていたかと思うのですけれども、そのお話の中では、基本計画の中で焼却施設の関係が 120億 4,600万ほど、破碎が22億 8,000万、リサイクルが16億 2,000万、こういう積上げをしております。これが、トータル 159億 4,600万ほどの額になっておりまして、これを受けまして、さきほど言いましたように、国庫補助4分の1なり、その4分の1を引いたものに対する起債の充当9割というふうな考え方を持ってきてございまして、それを受けて償還額などを割り出しております。それが、さきほど言いましたように9億くらいの額になってございまして、これに、さきほどから申し上げてまいりましたとおり、利息なり維持管理費をオンさせて10億を下らないというようなことでの数字になっているかと思います。

○齊藤（裕）委員

多分、今の課長の説明は、原課との話が食い違っている。きっと、どちらかが言い間違いか、聞き間違いです。

その理屈でいくと、きっと維持管理費は落としています。そんな数字ではないです。10億を下らないと言ったら、国語の話ではないけれども11億とか12億とか、そういう単位だと思いますよ。ところが、恐らくそのようなスケールではないはずですよ。

だから、金田氏の方から答弁があったのは、本当に生の維持管理費の積上げというのは、だいたいこれでやっていて、処理数だとかユニット数だとかいろいろあるのだろうけれども、それを掛けたものなのでしょう。だから、そちらは生です。それはそれで、一つの目安として維持管理費の出し方はあるわけです。

課長が言っているのは、財政がはじいたものだから、プラス維持管理費と言うからおかしくなるのであって、維持管理費は含んでいませんと言ったら、それで、そうかいという話になるのです。維持管理費は入っていないと思うのですけれども、どうですか。入っているのですか。その辺をちょっと整理してください。

○（環境）管理課長

ちょっと、繰り返しになって申しわけございません。

9億の償還額がだいたい予定されると。それにプラスして、この中では、まず利息なり維持管理費は入ってございませんので、考えられる経費としましては、9億のほかに利息なり維持管理の分がオンされていくということでございます。

○齊藤（裕）委員

これは、きっと後から修正することになると思います。維持管理費が1億円を切るような話にはならないと思いますよ。

（「そういうふうにはなっていない。だから、10億を下らない金額になるだろうと」と呼ぶ者あり）

だから、これには維持管理は入っていないと言え、それで済む。入っていないと言え、そうですかと言って

終わるのを、入っていると。下らないと言うから。

（発言する者あり）

よく相談してみてください。プロポーザルをした業者というのは、何を指しているのですか。報告にありましたが、「プロポーザルによって選定された業者が契約し」というのは、どういうことですか。

○（環境）副参事

具体的に名前を言うと、日本環境衛生センターかと思います。

○斉藤（裕）委員

全都清と指導業務委託契約を結ぶことになっていますけれども、これは、私が見落としていたかもしれませんが、そういう計画だったのでしょうか。

一千何百万はいつの時点か、もともと第2ラウンドは、全都清とまた契約するという予定だったのですか。それと、契約の中身です。

○（環境）副参事

さきほど中島委員からも出ましたが、20年、30年に一回の仕事なものですから、もともとそういったようなノウハウを持っていないということで、そういったことのノウハウを持っている全都清にお願いするということで考えてございました。例えばコンサルを選定の場合もお願いしましたし、事業計画等の策定の段階でも、そういった指導業務を全都清にお願いしていきたいと、こういうふうに考えてございます。

○環境部長

全都清と引き続いて委託の契約をするということは、以前の調査もののお話が、7項目の調査の中のだいたいどの程度かかるというお話をしていたかと思うのですけれども、その中に含めて従前からお話をさせていただいているというふうに記憶しています。

○斉藤（裕）委員

7項目の調査の。

○環境部長

例えば生活関係影響調査などですね。その項目は日環センターでやるということにしていますけれども、そのほかに、日環センターの仕事のチェックといいますか、そういうものも含めてやっていただくために、全都清に委託契約するという含めて、たしかあのときは7,400万円か何ぼというお話はさせていただいていたかとは思いますが。

○斉藤（裕）委員

よく調べてみます。

日環センターなり何なり、コンサルが仕事をするとき、業務監督員で十分足りるのではないのですか。

○（環境）副参事

例えば、コンサルが行う仕事を、業務監督員がやるとしても、私どもがなったとしても、そのあたりのノウハウだとか、いろいろなものを持っていないということからすると、コンサルがやっている内容について、チェックをしていただくといったことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○斉藤（裕）委員

皆さんは、全都清が日環センターに決めたときに、業務監督員がおられて、業務監督員が業務を見守ったではないですか。それで、よかったのではないですか。前回のことを是としているから、次の本契約もそれと同じことをやったらどうですかと言っているのです。

○（環境）副参事

同じことをやろうというふうに考えているところでございます。

○環境部長

日環センターと契約するときに、これは恐らく連合と契約するわけですから、当然、連合の側の業務監督員というのは置くだらうと思います。ただ、その詳細の内容について、業務監督員は置きますけれども、まだノウハウがないから全都清にチェック等々のお力を借りようと。

それから、全都清にお願いをするもう一つ大きなものは、さきほどから、炉とかそういうものを決めていく段階で、これは仮称ですけども、技術検討委員会というものをつくって、そして、その中で北しりべしの広域の焼却施設等々にどういうものがあるのかということを議論していただくと。こういうこともお願いしようかなと思っていますので、もちろん日環センターの業務のチェックということも含めて、そういう業務もありますのでお願いしたい、こういうことでございます。

○斉藤（裕）委員

その技術検討委員会というのは、非常に説得力がないですよ。皆さんは、コンサルを決定するのに2時間で決定してしまったのですから。10月3日の2時間でやってしまったのですよ。だから、そんなことを言ったところで、議会答弁としては美しいかもしれないけれども、実際やられていないのだから、これは全都清任せのような形になっているのですよ。

そこで、これは答弁を求めますけれども、発注者というのは、通常の発注形態よりもいろいろとハードルを高くすることができるわけですよ。皆さんは、最終処分場、ごみ捨て場に本来は法律で必要のない監督員を義務づけた。これは、ハードルを高くしたことです。そういうことができるわけです。

ですから、今回は、中島質問でそうだなと思いましたけれども、公取や何かの指名停止期間中なんていうのは、あたりまえですね。排除期間もあたりまえですよ。10年前くらいに思い切りさかのぼればいいのです。10年前に公取から監督とか処分を受けたところはだめとやればいいのです。そのくらいのことはやっても罰は当たらないし、通常の契約よりも厳しい基準を設けるというのは、何もおかしくないわけでしょう。これは、ぜひやっていただかなければならないと思いますけれども、いかがですか。

○環境部長

過去の例で、短時間にやったというお話は確かにありましたが、連合の方としては、そういうことを踏まえて、余りじっくりやっても時間がありませんから、そういうふうにするのですけれども、内容を十分吟味しながら進めていくというふうには聞いています。

それから、ハードルを高くすることについては、さきほどから言っていますように、まず、北しりべし広域連合に何が一番適しているのかということは慎重にしていって、ただ、これは一例として、業者は10年前うんぬんというお話をされましたけれども、これが10年前になるのか5年前になるのか、それは、これからいろいろと議論するという形になるのだらうと思います。

いずれにしても、業務についての透明性といいますか、そういうものは、ご指摘のとおりきちんとやっていかなければならないだろうと思っていますので、具体的に、例えば10年にするのだとか、レベルをもっと高くするとかという内容については、連合の方にお伝えをしていきます。

○斉藤（裕）委員

最後にしますけれども、今の答弁の中で、何が適しているかとおっしゃいましたね。それは、どういう意味ですか。機種とか機能とかのことですか。

機種、機能であれば、皆さんの今までの答弁の中で、機種についてはわからないと言っているわけです。そうしたら、広域で議論する前に、どこか専門機関と打合せをしなければならないという話です。そう思いませんか。何がいいかこれから議論いたしますと言っているけれども、今までの答弁では、専門性がないから、特に機種とか仕様だとか、そういうものはコンサルとか技術検討委員会に頼らなければならないと、今ずっとおっしゃってきてい

るわけです。では、北しりべし広域では何の話をすればいいのですか。

今言った何がふさわしいかというのは、何を指しているのですか。

○環境部長

ですから、北しりべしのごみの質だとかですね、さきほどから言っていますように、どういうものを燃やすかというお話を受けていましたから、そういうもの等々を整理していかないと、どんな炉が北しりべしに適しているのか、それから、焼却法といったら炉のことをいうのかもしれませんが、そういうことを北しりべしの中で話して、さきほどから言っているように、参入のレベルを高くするということをおっしゃっているのだらうと思いますけれども、そういうものについて、一つの考え方をして、技術検討委員会にお話しして、北しりべしのごみの処理について、何が一番いいのかということを決めていく、こういうことを申し上げているのです。

○斉藤（裕）委員

きょうは深追いしませんけれども、今、重大なことをおっしゃたのですよ。

ごみ質が決まらなかったらPFIができないではないですか。PFIを検討するもしないも、ごみ質が決定して、制度的にオーケーになると。理論的には成立するわけですから、あとは、PFIで具体的に企業グループを立ち上げていくときには、ごみ質が決定しなかったら試算などはできませんよ。絶対にできない。そういうことで、皆さんの答弁は矛盾しているからおかしいと思います。

だから、ごみ質は、広域連合の場でいろいろ整理したり、何を持ち込んだらいいとかなんとかとやっているのだったら、今PFIを一生懸命やったところで、その結論が出るまではPFIは足止めですよ。

とりあえず、後から整理してください。今ここでは聞きません。そういうことはできないはずだから、もし主幹に答弁があればどうぞ。

○（環境）明井主幹

確かに、委員のおっしゃるとおり、ごみ質が決まらない限りPFIの導入は難しいと考えております。

ですから、PFI導入を、さきほどから言っていますとおり、公共で走らなければならない作業は進めて、PFIを見ながらといったところは、最初に何を燃やすのか、それでは、その燃やすものによってどれだけ発熱量が出るのか、実際にごみの量としてはどれだけ出るのか、もう一度そこら辺を全部調査し直して、それからPFIで民間事業者が手を挙げてくれるかどうか、PFIになじむかどうか、そこら辺の可能性、調査を進めていくという考え方でおります。

○斉藤（裕）委員

終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終えまして、公明党に移します。

○佐藤（幸）委員

ありません。

○委員長

それでは、公明党に続いて、今度は民主党・市民連合。

○佐藤（次）委員

◎他の5団体との調整について

1点だけといいますか、いよいよ広域連合が設置されるということになるわけですが、きょうの委員会などは、これからも厚生常任委員会と、北しりべし広域連合の方と、ある意味では重複した議論、そしてまた、おおむね市の担当が向こうの議会でも議論することになっていくのだらうなど、そういう意味では微妙な立場に立って

いると。

それはともかくとして、一つは、今回経過報告の中で、それぞれ設置経過についてはこういう形で示されました。その中で、規約ですとか、あるいはその他のことについては、ひととおり、今までの協議会で議論をして、いよいよ設置にこぎつけるわけですけれども、まだまだ解決されていない、というのは、各市町村でごみの収集の方法や、あるいはまたリサイクルの方法、あるいはまた分別の方法、それぞれ千差万別と言っていいだろうということがあるわけです。

したがって、こういった部分について、すべてを統一するということではできないことですが、焼却施設をつくることによって、一定程度統一したごみ処理の考え方がそれぞれの町村にも伝わっていかねば、これはちょっとややこしいことになるだろうと。そういう部分については、今のところ、各町村の協議会での議論ですとか、あるいは各町村の具体的な方法だとか、こういったことはどう押さえているのかということが一つです。

それから、もう一つは、今日、報告があった同じことなのですけれども、いわゆる負担金の算出調書で、これはこれでいいわけですが、内容的には、例えば議会費いわゆる議員の歳費、あるいはまた選挙、あるいはその他いろいろあります。この算出の根拠は、単に平準化したのか、あるいは別な要素があったのか、これはどういうふうになっているのか。多少、高いのかなという気はしますが、そのあたりは、後志が逆に高く、そういうふうに合わせてのか、そのあたりを教えてください。

それから、21人の議会構成でこれから始まるということになるわけですが、この議員数について、後志は確かに全部2名ずつにしましたから、要望は聞いたということになるわけですが、これらについて、それぞれの市町村議会で完全にすんと落ちたのか。構成団体の五つの議会の方では、今現在、それはどうなっているのか。

それから、最後ですけれども、さきほど来焼却炉の関係なのですけれども、例えばさきほど中島委員からありました厚生常任委員会で視察しました盛岡は、周辺整備も含めて相当なことをやったなという印象があります。

それで、桃内地域から当面いろいろな要望が出ていますけれども、例えば焼却炉の美観の問題、あるいはそれに至る搬路の問題、あるいはその周辺整備の問題、それから、余熱利用の問題。この辺は桃内町会側とどう話し合っているのか。そして、そのことは、後志全体の他町村にとって合意できることと難しいと言われることがあると思いますけれども、そういう場合の調整は今後どうするのか。

だいたい、そのあたりをまとめてお答えください。

○（環境）明井主幹

最初の委員のご質問の内容は、他の市町村がどう進めていくのかと。収集方式ですとかリサイクル方法が違う中というご質問だったのですが、広域連合では、平成12年3月に策定しました基本計画に網羅されている内容と余り変わらずに進めていこうというふうには聞いております。この中で、小樽市も含めまして、各町村で今ばらばらになっているごみの袋の問題、収集の方法、リサイクルの品目等々について、どのような課題があるか一覧で整理されているところです。

当然、広域連合として中間処理施設が出来た際には、連合という立場なのか、ほかの町村のごみを受け入れる小樽市という立場なのか、そこら辺は難しいところですが、一定程度の統一性は持っていただくと。当然、全部が全部、横並びすることも難しいと思いますけれども、一番きつところに合わせていくような、例えば袋が段ボールでも黒いごみ袋でもいいというような形ではなくて、最低限、指定袋、透明袋というところにと。ごみの袋を統一するということは、当然、ごみの排出抑制、分別の徹底という意味からなのですが、そういう方法です。それから、収集体制も、今、小樽市でも月・木、火・金が可燃ごみで、水曜日が不燃ごみというふうになっておりますので、日によって量が違います。まして、ほかの町村が入ってくるとなると、毎日入ってくるごみの量が変動することになって、それだけの予備のピットは整えておくことになりますけれども、一定量を焼却するということからすると、もう一度ごみの収集体制も、小樽市も含めて、曜日の変更だとか、収集車の車両の問題、そういった

ことも変更になろうと考えています。

これらに関しては、基本計画の中で整理されているといいますか、課題として出されておりますので、今後、当然、もう話し合っているかと思えますけれども、6市町村の担当者会議の中で、こういう形でということは協議していきたいと考えております。

○（環境）田中主幹

それから、2点目の負担金算出調書の中の議員、委員報酬の関係でございますけれども、これにつきましては、各広域連合のそういった状況の調査をいたしました。

ちなみに、西いぶり、渡島、それから、道内でありますと空知とか、また、月額がいいのか、日額がいいのか、そういった部分も含めて検討をいたしました。

その結果、西いぶりにつきましては、議員、監査委員、公平委員、選挙管理委員につきましても、同額の日額報酬で、金額につきましては6,500円というようなことでやっておりました。それから、渡島の広域連合ですけれども、議員、議長、副議長を含めますけれども、監査委員、それから、あそこは公平委員会というのは持っていませんで、共同設置ということで、数町村にまたがりまして公平委員会を設置しておりますが、選挙管理委員会につきましても、同額の5,000円ということでお聞きしております。空知中部につきましては、金額は多少変動しておりますけれども、議長が8,300円、議員が7,300円、監査委員が7,300円、選挙監理委員も7,300円と。

そういったこともありまして、まず金額につきましては、小樽市の費用弁償条例の中の金額を参考にさせていただきまして、長につきましては6,600円、それから、その他、長以外の委員、議員につきましては5,900円という金額にさせていただいております。

それから、管内の5町村についてはどうかということで、北後志では二つ組合をつくっております。一つは、消防組合ということです。それから、し尿とごみを扱っています北後志衛生施設組合というのがございまして、この構成町村も同じ5町村なのです。たまたま議員が違うところもあるのですけれども、その報酬額は、議員、監査委員につきまして日額3,500円というふうになんて低い金額です。そういう意味では、小樽市の費用弁償条例の報酬については高い方なのかなと。また、道内を比較しましても、だいたいこういった平均値で、ということなのかなということで、その数字を参考にさせていただいております。

それから、次の議員数の関係の議論のことでございますけれども、3月の各市町村の第1回定例会に規約案が提案されて、どういった議論があったのかということで、私ども聞かせていただいた中では、まず、古平町の中では、一つは議員数の問題ということでちょっと話が出たと。

それから、負担の方法につきましては、広域連合の管理費については、均等割5%入れて人口割だと。あとは、維持管理費、それから施設建設費につきましては、それに相当する量割ですということですが、その中には、単に処理だけでいいのか、ほかに人口だとか、いろいろな部分でも加味した方がいいのではないかという意見も出たということを聞いております。

それから、もう1点、赤井川村でも、議員数についてちょっと話が出たというのは聞いてございます。その2点につきまして、私の方からお話ししました。

○環境部次長

施設の関係と周辺環境整備の問題でございますけれども、まず、現在の桃内の周辺環境整備の基本的考え方、あるいは進め方につきましては、本年3月に桃内町内会の中に特別委員会というものがつくられまして、その中に、それぞれ3人ずつで構成されまして、一つには地域振興対策、それから、環境保全対策、農業対策の三つの小委員会がつくられています。委員長もいますので、特別委員会は10人で組織されております。そして、これが町会の役員会に対して答申をするということになっておりまして、今後については、焼却処理施設などの建設に向けて、あるいはまた、地域環境整備に向けては、この特別委員会が市との窓口になりながら、いろいろな話し合いを進めてい

きたい、このようになってございます。

今、町内会においては、たしか現在はまだ途中経過だと思いますけれども、地域の皆さん方に、この三つのそれぞれの部分に分けてアンケートのようなものを行っているというふうに聞いています。これが特別委員会なり町会の中で整理されながら、また私どもの方ときちんとした協議をしていくことになると思っております。そういった中では、全体的な捕そくができると思っております。

ただ、この中で、具体的な施設の構想といったものができるということでは、全くこれからでございます。したがって、今後、私どもの方でこの計画を進めていく中で、市としてきちんと説明していくわけですが、当然、この特別委員会の中でも恐らく環境保全対策の小委員会、こういったところを中心となりまして、私どもの方と全体的な環境整備の対策の議論を進めていくと。

いずれにいたしましても、私どもとしては、地域に不安が生じないように、最大の努力をしていきたいと考えております。

○佐藤（次）委員

終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会します。